



オリジネーター・プロフィール憲章

総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会
(2024年6月10日)

クロサカ タツヤ

慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科

Originator Profile



<https://originator-profile.org/>

オリジネーター・プロファイルになぜ「憲章」が必要か？

- OP及びOPを開発する主体の社会的責任の明確化
 - ✓ OPが必要とされる背景や理由を明らかにし、その利用によって実現が期待される便益を明らかにする
 - ✓ OPという技術が目指す使命・理念・行動指針・目的（MVV+P）を示す
 - ✓ OPの開発主体（現在はOP技術研究組合）が担うべき責任や遵守すべき事項を示す
- OPの開発と利用にあたって遵守すべき価値観の明確化
 - ✓ OPの開発と利用が貢献する社会的な価値を特定する
 - ✓ とりわけ重要な概念である「真正性」と「信頼性」を定義する
 - ✓ OPの利用主体が社会において有する特性・性質や、利用主体に期待される役割を示す
- OPの開発主体が備えるべきガバナンスの最低限の要件の規定
 - ✓ OP技術研究組合の基本姿勢
 - ✓ 倫理委員会の設置とその在り方
 - ✓ 憲章自体の見直しの可能性の担保

憲章の構成（前文）

- いまなぜOPが必要か
 - ✓ 市民が安心して利用できない状況の発生といった情報空間の危機的状況の認識
 - ✓ 偽情報が氾濫する背景としての行き過ぎたアテンション・エコノミーの拡大
 - ✓ 真偽不明な情報に囲まれた市民の認知の歪み
- OPの目的と憲章の位置づけ
 - ✓ OPは、情報の真正性と信頼性を市民が合理的に推測・判断するための指標となり、知る権利の具体的な実現に寄与する
 - ✓ OP憲章は、OPが適切に運用・利用されることを保証するもの

憲章の構成（第1条）

- OPの基本理念
 - ✓ 健全な情報空間の構築を通じて、民主主義の発展、個人の生命・健康の維持、財産の保護に資する
- 重要な概念の定義
 - ✓ 真正性：ある識別名称を名乗っている情報発信主体が、確かに当該名称を持つ実在する主体であり、かつその発言、発信内容が改ざんされていないことが確認できること
 - ✓ 信頼性：当該情報発信主体が、民主主義社会に対して責任ある発信主体として、自らが策定した情報発信ポリシーに従っていること、および当該ポリシーを実現するに足るガバナンスを備えていること

憲章の構成（第2条、第3条）

- OPを使う情報発信主体の基本姿勢（第2条）
 - ✓ OPを使う情報発信主体が各社で定めるポリシーにおいて、基礎とすべき事項を明確化
 - ✓ 情報発信主体がガバナンスの確立に努めることを求める
 - ✓ 特にマスメディアは（一般企業とは異なり）情報の発信と流通に極めて大きな社会的責任を有することを明確化
- OP運用の基本的な考え方（第3条）
 - ✓ OPのID（識別子）を付与する際の条件を示す
 - ✓ 具体的には、第2条にいう情報発信ポリシー、ガバナンス、所属する業界団体等の性質（またはそれと同程度に第1条の基本理念に沿った情報発信主体であるかどうか）

憲章の構成（第4条、第5条、第6条）

- OP組合の基本姿勢（第4条）
 - ✓ 組合が遵守すべき原則を示す
 - ✓ 具体的には、表現の自由の保障、知る権利の保障、公正性および独立性の確保、透明性及び説明責任
- 倫理委員会（第5条）
 - ✓ OPが高い倫理性をもって運用されることを確保するため、理事長により設置される
 - ✓ OPを使った情報発信に問題があると、一般市民、団体内部、報道機関等から通報があった場合、必要な調査を行い、状況に照らして、見解、勧告、ID停止または更新拒否を措置できる
- 憲章の見直し（第6条）
 - ✓ 憲章は必要に応じて柔軟に見直される

OP憲章起草委員会の構成

- 座長

山本 龍彦（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

- 共同座長

穴戸 常寿（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

曾我部 真裕（京都大学大学院法学研究科教授）

- 委員

鈴木 秀美（慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授）

鳥海 不二夫（東京大学大学院工学系研究科教授）

長塚 真琴（一橋大学大学院法学研究科教授）

林 秀弥（名古屋大学大学院法学研究科教授）

水谷 瑛嗣郎（関西大学社会学部准教授）

- オブザーバー

クロサカ タツヤ（OP技術研究組合事務局長、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任准教授）

Keio University

